

のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。

(4) 上記(2)の改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止する。

(5) 新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行う。

2 中堅・中小・小規模事業者の支援

(国 税)

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(4) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用する。なお、同日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち同年9月30日までに取得等をしたものについては、上記の確認を受けることを不要とする経過措置を講ずる。

(5) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、関係法令の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、特別償却率を